

国立大学法人熊本大学知的財産ポリシー

平成16年6月24日

1. 基本的な考え方

(1) 国立大学法人熊本大学の使命・責務

国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）は、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的としてきた。

しかし、「知の時代」といわれる21世紀を迎え、本学は、学術研究を通じて、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域に及ぶ多様な知の蓄積創生に努め、これを直接的に社会に還元、活用していかなければならない。

以上のことは、役員、職員、学生等（以下「職員等」という。）の共有すべき使命である。

そこで、本学の知の成果を社会に還元し、活用していくために知的財産創生推進本部を設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用を一層推進する。

(2) 知的財産ポリシーの目的

本ポリシーは、本学における教育研究活動及び産学官連携活動を通じて、本学の職員等が創出した知的財産の取扱いに関する基本的考え方を定め、もって、本学の教育研究活動等の成果を社会に還元してその活用を図るとともに、本学における教育研究活動等の活性化に資することを目的とする。

2. 知的財産の権利化

(1) 本ポリシーでいう「知的財産」とは、本学が現在まで蓄積し、さらに今後創出していく知的創造物であり、財産として価値あるものをいう。

具体的には、①特許権及び特許を受ける権利、②実用新案権及び実用新

案登録を受ける権利、③意匠権及び意匠登録を受ける権利、④商標権及び商標登録を受ける権利、⑤著作権（データベース及びプログラムに係る著作権に限定する。）、⑥回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、⑦育成者権及び品種登録を受ける権利、及び⑧外国においてこれらに相当する権利、⑨研究開発成果としての有体物、⑩技術情報並びに⑪ノウハウをいう。

(2) 知的財産は、要件を満たす限り権利化し、権利化できないものについては合理的な方法により保護活用を図る。この結果、技術移転が円滑に行われ、事業家が安全有利に経済活動を展開でき、その成果は広く社会に還元される。

さらに、当該成果に対する社会からの評価により研究のさらなる進展の糸口が得られ、また、ロイヤルティ等の研究資金を産み出すなど本学にとっても有益である。

3. 知的財産の帰属

(1) 知的財産は、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が本学における職員等の現在又は過去の職務に属する発明等に係る知的財産については、原則として本学に帰属する。

(2) 本学が承継を決定した知的財産については、発明者は速やかに権利譲渡書等を提出し、出願等に当たっては、必要に応じ全面的に協力する。

(3) 本学が知的財産を承継取得し、実施し、又は許諾する場合には発明者に別に定める補償金を支払うものとする。

4. 発明等の届出

(1) 知的財産に該当する発明等を産み出したときは速やかに届け出るものと

する。

(2) 届出があったときは「知的財産創生推進会議」に設置した「知的財産審査専門委員会」において知的財産の承継の妥当性、持分割合等を決定する。

(3) 知的財産審査専門委員会の決定等について不服がある場合は、届出者は異議申立てをすることができる。

5. 知的財産の創出、取得、管理及び活用

(1) 知的財産創生推進本部は、本学における知的財産の創出、取得、管理及び活用のための組織として、知的財産マインドの高揚につとめ、大学の使命である教育と学術研究の推進との調和を図りつつ、その業務を遂行する。

また、当該本部に設置するリエゾンオフィスは、大学内外の窓口として知的財産に関するワンストップサービスを行う。

(2) 本学は、知的財産に関し技術移転等を効率的かつ機動的に行うため、指定技術移転機関としての熊本TLOを活用し、一体的に技術移転等を行う。

(3) 知的財産創生推進本部は、知的財産を巡る係争、訴訟対策の業務を遂行する。